

告 発 状

2024年12月1日

神戸地方検察庁 御中
兵庫県警察本部 御中

告発人

住 所 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー9階

氏 名 郷原信郎

(郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士)

住 所 神戸市中央区港島1-1-3 神戸学院大学

氏 名 上脇博之

(神戸学院大学法学部教授)

被告発人

氏 名 齋藤 元彦

住 所

職 業 2024年11月17日執行の兵庫県知事選挙の立候補者、兵庫県知事

氏 名 折田 楓

住 所

職 業 株式会社 merchu 代表取締役

告発の趣旨

下記「**第 1 告発事実**」に記載する各行為は、下記「**第 2 罪名及び罰条**」に記載する各法条に違反するため、早急に捜査のうえ、厳重に処罰していただきたく告発する次第である。

記

第 1 告発事実

被告発人斎藤は、2024 年 11 月 17 日執行の兵庫県知事選挙に立候補し当選した者であり、

被告発人折田は「株式会社 merchu」の代表取締役であり、被告発人斎藤から上記知事選挙における戦略的広報業務を受託し、インターネットによる選挙運動を含む広報全般の企画・立案してそれを実行して、被告発人斎藤（候補）への投票呼びかけなど被告発人斎藤に当選を得させるための活動を行う選挙運動者であったところ、

1 被告発人斎藤は、上記選挙で自らの当選を得るために、

2024 年 11 月 4 日、被告発人折田と同人が代表取締役を務める「株式会社 merchu」が、被告発人斎藤に当選を得させるための上記選挙運動をしたことの報酬として、被告発人折田が代表取締役を務める「株式会社 merchu」に 71 万 5000 円の金銭を供与し、もって、選挙運動をすることの報酬として、選挙運動者に対して金銭を供与し

2 被告発人折田は、同日、被告発人斎藤に当選を得させるための上記の選挙運動を行ったことの報酬として、被告発人斎藤から「株式会社 merchu」の代表取締役として、71 万 5000 円の供与を受け、もって、選挙運動をすることの報酬として、金銭の供与を受けた

ものである。

第 2 罪名及び罰条

1 被告発人斎藤 公職選挙法第 2 2 1 条第 1 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号（特定者の買収罪）

2 被告発人折田 公職選挙法 2 2 1 条第 1 項第 4 号（被買収罪）

第3 告発の理由

1 事実関係

令和6年9月19日、兵庫県議会に提出された「齋藤元彦知事不信任決議案」が全員一致で可決され、被告発人齋藤は、同月26日、知事を失職して出直し選挙に立候補することを表明し、同月30日付で失職した。

被告発人齋藤は、同年10月31日に告示された同県知事選挙に立候補し、11月17日に行われた同選挙で当選した。

「株式会社 merchu」（以下、「merchu」という。）は、「広報・PR コンサルティング事業、ブランディング事業、自社メディアブランド事業、デジタルマーケティング支援/セミナー/イベント企画・運営/写真・動画撮影/デザイン制作/HP制作/商品開発・販売など」を事業内容とする会社であり、被告発人折田はその代表取締役である。（資料1）

上記兵庫県知事選挙の投開票日の3日後の11月20日に、被告発人折田が、インターネットのブログサイト note に、【兵庫県知事選挙における戦略的広報：「#さいとう元知事がんばれ」を「#さいとう元彦知事がんばれ」に】と題して、merchu の会議室で被告発人齋藤をまじえて行ったミーティング風景や、上記選挙の SNS で使う写真素材の撮影風景などとともに、被告発人齋藤から依頼されて同陣営における広報 PR 活動のほぼ全てに主体的に関わっていたこと、及びその広報活動の内容等を詳細に明らかにするブログ記事（以下、「note 記事」、資料2）を投稿したことにより、merchu が被告発人齋藤から報酬を受領していた場合における選挙運動報酬授受の買収罪の疑いが生じ、その後、被告発人齋藤側が、同社への71万5000円の支払（本件支払）を公表したことから、本件嫌疑が具体化した。

（1）被告発人折田投稿の内容

note 記事の概要は以下のとおりであった。

・きっかけ

株式会社 merchu のオフィスに現れたのは、齋藤元彦さん。それが全ての始まり。その時作成した資料（「兵庫県知事選挙に向けた広報戦略のご提案 #さいとう元知事がんばれ」）を以下一部公開。

・SNS 運用方針

SNS を活用して、「齋藤知事を応援したい」「兵庫県をよくしたい」という想いをプラットフォーム化し、ムーブメントを起こす。

・SNS 運用フェーズ

プレゼン資料により、10月1日から選挙当日の11月17日までを「フェ

ーズ1：種まき」、「フェーズ2：育成」、「フェーズ3：収穫」（フェーズ1）の3つの期に分けるSNS運用を行うことを提案

「ご本人は私の提案を真剣に聞いてくださり、広報全般を任せていただくことになりました。」

・プロフィール撮影

カメラマン、ヘアメイクを急遽依頼して選挙用の写真撮影

・コピー

以前の「躍動する兵庫」から「兵庫の躍動を止めない！」へ。カラーは、兵庫県旗の色を意識した「兵庫ブルー」をベースとした斎藤さんオリジナルの「さいとうブルー」に一新。

・メインビジュアル

「兵庫ブルー」を意識した青に一新。メインビジュアルの統一を徹底するため「デザインガイドブック」の作成も合わせて行う。選挙カーや看板を制作してくださる業者に配布し、統一したデザインで素敵に仕上げさせていただいた。

・SNSアカウント立ち上げ（最初のX投稿は10月7日）

「プロフィール撮影やコピー・メインビジュアルの作成が完了したタイミングで、【公式】さいとう元彦応援アカウントを立ち上げ、ご本人のSNSアカウントとは別に、応援したい人が集えるハブとして運用を開始しました。」

全てのアカウントで、認証アプリを活用した2段階認証の設定を徹底し、乗取りやアカウントバンなどへの対策、X本人アカウントが、この公式応援アカウントをフォローし、フォロー数を1としたことで、本人公認の公式アカウントであることが明示され、ユーザーが偽アカウントなどと混乱しないような対策を施す。

・ハッシュタグ

「#さいとう元彦がんばれ」ではなく、あえて「知事」を入れ、「#さいとう元知事がんばれ」にすることで、「さいとうさん＝知事」という視覚的な印象づけを狙う。

・ポスター・チラシ・選挙公報・政策スライド

仕様やサイズの異なるそれぞれの媒体でのベストをデザインチームと日夜追求しました。斎藤さんの今回の選挙におけるブランドイメージを統一すべく、全ての制作物は先述のデザインガイドブックに準拠する形で制作。

・SNS運用

斎藤陣営が公式として運用していたのは、X本人アカウント、X公式応援アカウント、Instagram本人アカウント、YouTube。戦略に基づき最適な媒体を取捨選択。私のキャパシティとしても期間中全神経を研ぎ澄ましながら管理・監修できるアカウント数はこの4つが限界だった。私が監修者として、運用戦略立案、アカウントの立ち上げ、プロフィール作成、コンテンツ企画、文章フォーマット設計、情報選定、校正・推敲フローの確立、ファクトチェック体制の強化、プライバシー

一への配慮などを責任を持って行い、信頼できる少数精鋭のチームで協力しながら運用。

・選挙は広報の総合格闘技

「400人のSNS投稿スタッフがいた」という次なる「デマ」がさも事実かのように流されてしまい、驚きを隠せないと同時に、「私の働きは400人分に見えていたんや！」と少し誇らしくもなりました。そのような仕事を、東京の大手代理店ではなく、兵庫県にある会社が手掛けたということもアピールしておきたい。

・最後に

今回の知事選は、約1か月半、全身全霊で向き合ってきた。「広報」というお仕事の持つ底力、正しい情報を正しく発信し続けることの大変さや重要性について、少しでもご理解が深まるきっかけになれば幸い。特定の団体・個人やものを支援する意図もなく、株式会社 merchu の社長として社会に貢献できるよう日々全力で走り続けたい。

これらの note 記事の記述内容から、被告発人折田が社長を務める merchu 社が、本件知事選挙に向けた広報戦略を被告発人斎藤に提案し、その依頼を受けて、PR 会社として組織的かつ継続的なネット選挙運動を行ったこと及びその活動の詳細が具体的に明らかになった。

(2) 投稿前の斎藤選対側のやり取り

note 記事の投稿に先立って、11月19日16時02分に、被告発人斎藤の選対の中心メンバーであった西宮市議会議員の森けんと氏が、X に「森けん と 西宮市議会議員 @k_ketmn」のアカウントで、

「今朝からメディア数社から取材がありました。内容は SNS 戦略に関してです。結論、陣営側として SNS をお願いしていた方はお一人のみです。陣営として、インフルエンサーさん、YouTuber さんに依頼したという事実はありません。」

と投稿したのに対して、「渥美勝也@KATSUYA_ATSUMI」のアカウントから、

「少なくとも、広報担当は祖品さんとタカさんの2人はいますよね。」

との返信があり、これに対して、森氏が

「違いますね笑 一人と書いてるの分かりませんか？笑 加えて、そのお二人何方とも違います」

と返信したところ、「ななめ@mukatuku1153761」のアカウントから、

「横から失礼します もしかしたら、斎藤さんやウグイス嬢さんに似たイメージの方がX担当かな？ってふと思いました」

との投稿があった (20時32分)。

それに対して、森氏は、23分後の20時55分に、

「ご本人から承諾を頂きましたのでお伝えすると下記の方です！」

として、被告発人折田のインスタグラムを引用して投稿した。(資料3)

この経過から、森氏が、斎藤陣営の SNS 戦略についてマスコミから問合せが殺到していることに関連して、被告発人折田の了解を得た上で、斎藤陣営が SNS 戦略を依頼していたのは被告発人折田一人だけであったことを明らかにしている。

そのような X 上のやり取りがあった翌 20 日の午前 0 時 08 分に、被告発人折田が note 記事を投稿し、その後 10 時 51 分、森氏は、

「今回の選挙において SNS や紙媒体等担当された方です！裏話？等、詳しく書いていますので是非ご覧ください」

と記載した note 記事の引用ポストを投稿している。

それに対して、被告発人折田は、

「@k_ketmn 森さんありがとうございます！私個人は Instagram がメインなので、こうやって X で配信していただき嬉しく思います この経験を活かして、兵庫県・西宮で頑張っていきましょう」

と投稿している。(資料 4)

その後、note 記事の内容に対して、公選法違反の疑いが指摘されるなどネット上で問題となり、その中で、被告発人折田に対する批判が「炎上状態」になったことに対して、斎藤選対メンバーの一人と思われる姫路市議会議員の高見千咲氏が、「高見ちさき@chisakitakami」のアカウントから、

「斎藤事務所の許可を得た記事である以上、折田さんだけが過剰にバッシングを受けるというのは如何なものかと思います。とても優秀な方なので、今回の件で潰されてしまいませんかように。」

と投稿している。(資料 5)

これらの一連の X 上のやり取りからすれば、斎藤選対側が、被告発人斎藤の SNS 戦略を被告発人折田に依頼していたことを、本人の了解を得て積極的に明らかにし、それを受けて被告発人折田が、被告発人斎藤側から広報戦略の依頼を受けた経緯及び提案し実行した広報戦略、SNS 戦略の内容を note 記事で記載して投稿したことは明らかである。

(3) 被告発人斎藤の代理人弁護士の説明

11 月 27 日、被告発人斎藤による兵庫県知事定例会見が開かれたが、その場での本件に関する質問には、被告発人斎藤は「公職選挙法には抵触しないと認識している。弁護士に説明させる」と繰り返し述べ、それを受けて、同会見終了後に、被告発人斎藤の代理人の奥見司弁護士による会見がおこなわれた。

同弁護士は、被告発人斎藤側から merchu 社に支払ったのは、以下の 5 項目であることを明らかにし、請求書も公表した。

- 公約のスライド制作 30 万円
- チラシのデザイン制作 15 万円

- メインビジュアルの企画・制作 10万円
- ポスターデザイン制作 5万円
- 選挙公報デザイン制作 5万円

そして、会見の冒頭で、以下のような事実経過の説明を行った。

齋藤氏は、本年9月末頃、支援者から、社長夫妻に会ってみよう勧められた。その支援者から、「ボランティアで協力してくれる方を探している中で、社長夫妻が賛同して手を挙げてくださった」との説明を受けている。なお、社長が以前から兵庫県の委員を務めている関係で以前から齋藤氏と社長との間に面識はあった

齋藤氏が、PR会社を訪れたのは、本年9月29日で、滞在時間は17時30分から約1時間。訪問前に、齋藤氏からPR会社に事前準備について依頼したことはない。この席で社長から、齋藤氏が選挙に出るとした場合に協力しうることの説明を受けている。

説明の中には、後に、実際に依頼することになったポスターデザインの制作、チラシデザインの制作、などのほか、SNSの利用についての話もあった。

29日の話し合いは、齋藤氏がPR会社を訪問し、説明を聞いただけで終了している。

翌日以降、PR会社から、いくつかのプランと、その見積もりが出されたと聞き及んでいる。

現時点で私の手元にはないが、見積書には、今回実際注文するに至ったポスターデザイン制作などのほかに、YouTube用動画撮影などの項目があったとのことだ。

しかし、noteに記載されているような、広報全般をPR会社に依頼するとか、SNS戦略の策定などの項目はなく、いずれも制作物の提案であったとのことだ。

PR会社からの提案に対して齋藤氏サイドが依頼したのが、請求書記載の5項目。なぜこの5項目に絞ったかについては、齋藤氏サイドの人物は、「齋藤氏は、県民の皆様には伝えたかったことを発表する方法としての公約スライドの制作、選挙に最低限必要と考えられた選挙ポスター、チラシ、選挙公報の依頼に絞って依頼することにした」とのこと。当時は、政治活動、選挙運動を行う資金の目途も立っていない状況であったこともその理由であったことも聞いている。

社長がnoteに記載されているようなSNS戦略を依頼したということや、広報全般を任せたと、ということは事実ではない。

個別に依頼したので、契約書という書面は作成していない。注文は10月3日から10月9日ころにかけて、個別で依頼している。個別というのは、「チラシデザインの制作をお願いします」「わかりました」というような関係。

PR会社側からの請求は、発行日が10月31日のものであり、1通のみ。内容を確認後、本件支払をしたのが11月4日。

社長ご夫妻は、齋藤氏がPR会社を訪れた日以降、齋藤氏の考えに賛同してく

ださり、齋藤氏の応援活動をしてくださっている。

社長の活動としてこれまで確認できているのは、

- ・公式応援アカウントの取得
 - ・公式応援アカウントの記載事項のチェック
 - ・街頭演説会場などにおける動画の撮影、アップロード
- など。

これらは、社長、社長の夫、齋藤氏の同級生、そのほか選挙スタッフといえるメンバーと話し合っている。

社長は SNS のことに詳しい方なので、他のスタッフからの質問に答えたり、社長から助言などがあったことも確認している。

これらはいずれも PR 会社としての活動ではなく、選挙のボランティアの一員としてなされたものであり、かつ、社長が主体的裁量的に行ったというものでもない。

社長個人とは何の契約もない、報酬支払の事実も、その約束もない。

奥見弁護士の説明は、被告発人齋藤が「merchu オフィス」を訪問し、その際に、ポスターデザイン、チラシデザインの制作、SNS の利用について「説明」を受けたが、SNS 広報戦略についての「提案」は受けていない、その後、同社から送付された見積書の中の上記デザイン制作業務だけを依頼し、広報戦略、SNS 戦略などは同社には依頼していない。その後、SNS 運用などは、被告発人折田が個人としてボランティアで行ったもの、というものである。

そして、被告発人折田が投稿した note 記事については、以下の点が事実と異なるとしている。

- ・請求書記載の 5 項目以外のものは PR 会社が行った事実はない。社長個人が行った。
- ・プロフィール撮影は社長個人が行った。
- ・アカウントの立ち上げも行われているが、あくまで個人。セキュリティや公式アカウントとしての信頼性の担保も個人で行ったもの。契約内容には入っていない。
- ・ハッシュタグは 10 月に数人で決めた。
- ・SNS 運用は社長もかかわっていたと思うが、選挙スタッフと一緒にあるいはスタッフのみのこともあった。
- ・広報全般を任せた事実はない。

しかし、奥見弁護士の説明は、被告発人齋藤の主張を一方的に述べ、それに反する note 記事の内容を、事実と異なる主張するだけで、その根拠は何も示していない。証拠として提示しているのは、請求書のみである。

しかも、note 記事は、次項に述べるとおり、投稿直後から、被告発人齋藤の主張に反する部分が修正削除されており、それらがすべて被告発人齋藤の主張に反する部分

であることは極めて重要な事実だと解されるが、奥見弁護士は、会見において、修正削除の事実を全く把握しないまま会見に臨んだことを認めている。

(4) note 投稿直後の修正削除

被告発人折田が投稿した note 記事は、投降後に、修正・一部削除が繰り返されている。(資料6：現時点版)

例えば、《とある日、merchu オフィスに現れたのが、斎藤元彦さん》などの記述は削除され、《merchu オフィスで「#さいとう元知事がんばれ」大作戦を提案中》の記述は、《オフィスで「#さいとう元知事がんばれ」を説明中》に変更され、「フェーズ1：種まき」、「フェーズ2：育成」、「フェーズ3：収穫」に分けた「SNS 運用フェーズ」の提案のスライドや、「広報全般を任せて頂けることになりました」の記述が削除されるなど、被告発人斎藤が merchu を訪れて、知事選挙での SNS 戦略を含む広報戦略全般を依頼したことに関する記述がすべて修正削除されている。

これらの修正削除箇所は、いずれも、note 記事と奥見弁護士の説明とが食い違う点である。

特に重要なのが、被告発人斎藤が merchu を訪問した際に、10月1日から選挙当日の11月17日までが「種まき」「育成」「収穫」の3つの期に分けられた「SNS 運用フェーズ」の説明に用いたとされるプレゼン資料が削除されていることである。それは、選挙期間も含めて SNS 運用を merchu が一体的に運用することの提案であり、被告発人折田が個人としてボランティアで行うことでは絶対に説明がつかないものであった。

前記のとおり、斎藤選対側は note 記事投稿の経過に積極的に関わり、投稿の内容を確認した上、note 記事投稿後、SNS で拡散していたのであり、その経緯からすると、斎藤選対側との間で何らかの意思疎通が行われた上で、note 記事修正削除が行われた可能性が高いと考えられる。

(5) 奥見弁護士の説明の不合理性

以下に述べる通り、修正削除後の note 記事（資料6）の内容からしても、9月29日に被告発人斎藤が merchu オフィス訪問して以降の選挙に向けての活動が、同社において継続的・一体的に行われていたことは明らかであり、奥見弁護士の「広報全般を任せていない」「5項目以外は会社に発注していない」との説明は明らかに不合理である。

ア 被告発人斎藤の同社訪問の後、最初に行われたのが選挙用の写真撮影である。note 記事で、「急遽、カメラマン、ヘアメイクの手配をした」としている点を否定する余地はなく、それには相応の支払が発生しているはずである。社長個人が、費用を個人で負担することは考えられない。note 記事の掲載写真撮影風景からも、merchu の業務として行われていることは明らかである。この時点で、

書面であれ、口頭であれ、被告発人齋藤と merchu との間に何らかの契約が成立していないと、説明がつかない。奥見弁護士が、その写真撮影は「社長個人が行った」としているが、ヘアメイクを含め最低でも 10 万円程度はかかると思えるスタジオ撮影の費用を含める項目がないからであろう。

イ 被告発人齋藤が merchu に発注したとされるメインビジュアル、ポスター・チラシ、選挙公報、政策スライドの 5 項目の制作は、他の項目と密接に関連しており、切り離せるものではない。note 記事によれば、メインビジュアルは、X の被告発人齋藤個人の公式アカウントに使用するデザインであり、コピー考案と合わせて行われている。また、メインビジュアルに関しては、統一を徹底するため「デザインガイドブック」の作成も合わせて行ったとされている。ガイドブックの作成もメインビジュアルと一体化した業務として merchu が行ったものであり、被告発人折田個人が行ったとは考えられない。

ウ 奥見弁護士は、被告発人折田の側から、同齋藤に対して、SNS の利用についての話すなわち「SNS 運用についての提案」があったことを認めているが、それは、merchu に依頼した業務には含まれず、実際に、被告発人折田が行った SNS 運用は「個人としてのボランティア」だったと説明している。しかし、会社の業務として提案したサービスを、個人のボランティアで無償で行うなどということは、常識的にもあり得ない。また、被告発人折田も、note 記事の末尾で「特定の団体・個人やものを支援する意図もなく、株式会社 merchu の社長として社会に貢献」と明確に述べており、投稿の前後の森けん和氏との X での投稿のやり取りからも、この投稿内容の信用性を否定する余地は全くない。「個人としてのボランティア」だったとする同弁護士の説明は明らかに不合理である。

(6) 代理人会見後の森氏の X 上のやり取り

奥見弁護士の記者会見の翌日の 11 月 28 日、森氏の投稿への返信として、「Super忍@SuperSinobi」とのアカウントから、

《自身が note 紹介したせいで拡散されたのも一因だと思ってます note の中身は確認しなかったのでしょうか？SNS 戦略については見落とすことも出来ないくらいページとって書いてましたが》

との投稿があった。

これに対して、森氏は、

《特段、違法性がないので拡散をしておりました。違法性がない旨は昨日、代理人の方が会見された通りです。》

と投稿している。(資料 7)

奥見弁護士は「note 記事の内容は事実と異なる」ことを前提に「違法性がないと」主張しているのであるが、森氏は、「違法性がない」から「note 記事の内容をそのまま拡散している」と述べている。代理人会見後においても、森氏が note 記事の投稿直後に拡散したのが、「書かれている内容は事実と相違がないと判断したため

であること」を認めているのである。

かかるX上の投稿からも、投稿時点でのnote記事に記載された「フェーズ1：種まき」、「フェーズ2：育成」、「フェーズ3：収穫」の3つの期に分けたSNS運用を、被告発人折田を中心とするmerchuが全面的に任せられて行っていたというのが真実であり、「SNS運用は社長もかかわっていたと思うが、選挙スタッフと一緒にいるいはスタッフのみで行っていた」旨の奥見弁護士の説明が事実と反することは明らかである。

(7) 小括

上記のとおり、選対中心メンバーの森氏が投稿に関わった経過、その後の森氏のX上の言動などからして、投稿直後のnote記事に係れた内容が基本的に真実であることは疑いのないところであり、その内容と相違する被告発人斎藤側の奥見弁護士の主張が、公選法違反の罪責を免れるための虚偽の主張であることは疑いのないところである。

2 公職選挙法の規定（買収罪と被買収罪）

ア 公職選挙法（以下、「公選法」という）第221条第1項は、立候補者に「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をした」者（第1号）及び「投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をした」者（第3号）につき、「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」と定めるだけでなく、同条第3項において、「公職の候補者」（第1号）、「選挙運動を総括主宰した者」（第2号）、「出納責任者」（第3号）など特定者が「第1項の罪を犯したとき」は、「4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する」と定め、特定者による買収を、より重く処罰している

イ また、同法第221条第1項は、「第1号……の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第1号……の申込みを承諾し」た者（第4号）についても、「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」と定め、いわゆる被買収についても処罰の対象にしている。

ウ 本件告発事実は、インターネットによる選挙運動に対して報酬が支払われた事案であるが、総務省はそのWEBサイトで、「インターネット選挙運動解禁（公職選挙法の一部を改正する法律）の概要」を解説しているが、それによると、以下のように解説している。（資料8）

「インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。」

そして、「参考 選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールの企画立案を行う業者への報酬の支払い」について、以下のように解説している。

「一般論としては、業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行う場合には、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払いは買収となるおそれが高いと考えられます。」

3 被告発人らについての買収罪の成立について

(1) 被告発人折田が「選挙運動者」であること

判例上、「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされている。被告発人折田が、本件選挙において、merchu の代表取締役として、同社従業員らとともに行った、被告発人の個人アカウント、公式応援アカウント等の SNS 運用行為が、被告発人斎藤のための「インターネットを利用した選挙運動」に該当することは明らかである。

9月29日、被告発人斎藤がmerchuを訪れ、同社側から「広報戦略」「SNS戦略」の提案を受け、その後、同社が手配した大阪市のスタジオでプロフィール写真撮影を行った時点までに、同社に対して選挙に向けての業務を依頼し契約が成立していたことは、前記1(5)アで述べたところからも明らかであり、(4)で述べたとおり、note記事の投稿直後に削除された「SNS運用フェーズ」の内容からも、同社からの提案と被告発人斎藤側の依頼の内容は明らかである。

第3.1(2)で述べたとおり、被告発人斎藤の選対関係者と被告発人折田の SNS 上のやり取りからも信用性が認められる note 記事の内容から、merchu の選挙に向けての活動が継続的かつ一体的に行われていたことは明らかであり、5項目についての対応だけを、被告発人折田およびmerchuの活動全体から切り離してとらえられるものではない。

(2) 本件支払がmerchuに依頼した業務全体の対価であること

被告発人斎藤は、同社から見積書の送付を受け、その中の選挙準備のためのポスター、チラシ、選挙広報のためのデザイン等の5項目について発注し、請求書の送付を受けて、本件支払を行ったとし、「選挙告示日までの間に、被告発人斎藤がmerchu社に依頼した業務は、『選挙運動ではなく選挙準備のための政治活動』に該当する5項目のみであり、その対価の支払について買収罪には該当しない、5項目以外で、被告発人折田が行った行為は、すべて、個人のボランティア」というものである。

しかし、上記のとおり、note記事の記載によると、その時点で既に、merchuに対して県知事選挙の広報戦略、SNS戦略全般についての依頼を受け、その実行に着手している。

奥見弁護士の説明によれば、merchu から被告発人齋藤に見積書が送付され、それに記載された項目のうち、「告示前のデザイン等の制作」の5項目のみを口頭で発注し、それについて請求書が被告発人齋藤に送付されているとのことである。しかし、前記1(5)イで述べたとおり、5項目の業務を他の業務と切り離すことはできないものであり、実際に、5項目のみならず、県知事選挙の広報戦略、SNS 戦略の業務が merchu によって行われているのであるから、本件支払は、その時点で merchu に依頼していた業務の対価として行われたことは明らかである。

しかも、これらの請求については、代金額が5項目の業務に見合うものなのかどうかも不明である。奥見弁護士は、記者会見において請求書のみ公開し、見積書を公開していない。見積書の内容・金額が判明すれば、同社が実際に行った業務の対価としてどのような金額を想定していたかが明らかになる可能性もあり、敢えて秘匿している可能性が高い。

被告発人齋藤から同社に対して行った支払の対象を、告示前に行った業務だけの対価として切り離すことなどできず、本件支払が、merchu が行ったネット広報活動全般の対価であることは明らかである。

(2) 本件における違法な報酬支払の金額について

merchu が被告発人齋藤を当選させるために行った選挙のための広報戦略業務、とりわけ SNS 運用業務の規模と比較すると、同社が実際に得た対価の金額は必ずしも多額ではないと言えなくもれない。しかし、問題は、現に支払われた金額の多寡ではない。インターネットによる選挙運動が PR 会社の業務として有償で行われ、実際に、その対価が支払われたこと自体が、公職選挙法に違反する選挙運動の報酬支払であり、決して許容してはならないものである。

前記のとおり、そもそも、同社が被告発人齋藤に提示した見積書の金額も明らかになっておらず、同社が業務全体について、どの程度の対価を予定していたのかも不明である。見積書で示した請求額の予定の一部しか支払われていない時点で、note 記事で、merchu が被告発人齋藤の当選に貢献したことを公表したことで本件が発覚し、それが問題となったことで、報酬の残額の請求の未了となっている可能性もある。また、同社の被告発人齋藤の当選への貢献に対して、同人が得る県知事の職権に基づき、今後、何らかの見返りが提供される可能性もあり、被告発人折田が、それを期待していた可能性もある。

本件については、現に支払われた対価の大きさだけでなく、有償で業務として行われた選挙運動が選挙結果に影響を及ぼすという結果につながったことに着目すべきである。

4 本件の悪質・重大性

公職選挙法は、公職選挙における投票が、何らかの報酬支払、公職者、教育者等の

地位による影響力などに左右されることなく、選挙人の自由意思によって行われること、選挙運動が、選挙実施のために必要な例外を除いて、純粹に候補者を支持、支援する者によって無報酬で行なれる「選挙運動ボランティアの原則」を通して「公職選挙の公正」を実現することを目的としている。

しかし、公職選挙での当選によって得る公職がもたらす権力、それによる利権の大きさ等により、過去に数々の公選法違反行為が繰り返され、刑事事件として摘発されるなどして社会問題ともなってきた。

かつて、奄美群島では、離島振興に拠出される膨大な振興予算がもたらす利権をめぐる、選挙のたびに激しい買収合戦が行われ、国政選挙では数十億もの買収金が飛び交う凄まじい金権選挙が行われるなどし、同地域では「選挙は3.5次産業」などとも称された。

また、支持者への影響力を期待した地方政治家に対する「地盤培養、党勢拡大のための政治活動」を名目とする票の取りまとめに関する多額の金銭支払いが行われ、それが刑事事件として摘発されたのが、2019年参院選広島選挙区をめぐる河井克行元法務大臣夫妻の多額現金買収事件であった。

一方、違法不当な勧誘によるマインドコントロールを常套手段とする宗教団体が、信者を特定の候補者のための組織的な選挙運動に動員し、「ボランティアの選挙運動としては通常では考えられないほどの熱心な選挙運動」を行って、当選に貢献することが問題となったのが、旧統一教会と選挙運動の問題であった。

本件選挙においては、当初の予想を覆し被告発人斎藤が当選したことについて、SNS等のインターネットによる選挙運動が有権者の投票行動に大きな影響を及ぼしたことが注目されていた最中に、そのSNS選挙戦略が、特定のPR会社によって有償の業務として行われた疑いが表面化し、実際に、報酬が支払われたことが明らかになった。

公職選挙法の目的からすれば、ネットを通じての選挙運動においても、ボランティアの原則が徹底され、有権者の自由な意思と候補者に対する支援、支持の積み重ねによって選挙結果が左右されることが理想である。

今回の選挙で実証された「SNSの選挙に対する影響力」からすれば、公職選挙でSNS選挙戦略が有償の業務として行われることを放置すれば、今後の公職選挙において、そのようなネット選挙戦略業務のノウハウ・スキルを持った業者に対して巨額の報酬が支払われ、「ネット金権選挙による腐敗」が日本の公職選挙を席卷することになりかねない。それは、公職選挙法の目的を著しく阻害する事態である。

かかる意味において、本件告発事実は、公選法の目的に照らして到底容認できない重大な違反行為であり、厳正な処罰をもって臨む必要があると思料するものである。

第3 強制捜査の必要性及び捜査体制について

本件は、インターネットを用いた組織的な選挙運動をめぐる買収事件であり、過去に例がない事案である。最重要証拠である note 記事については、投稿直後から、被告発人側の弁解と符合する方向への修正削除が繰り返され、選挙運動に関わった選対関係者間においても、note 記事の内容をめぐって SNS 投稿が繰り返されるなどの動きあり、本件の真相解明のためには、関係各所の捜索等の強制捜査も含め、相当大規模な捜査体制が必要となるものと考えられる。

一方で、被告発人斎藤が現職の兵庫県知事であり、県警察組織を含む自治体のトップであること等も考慮すれば、検察、警察一体となった大規模捜査体制の構築が必要になるものと考えられることから、告発人らは、神戸地検、兵庫県警両方に宛てて、本件告発状を提出することとしたものである。

両捜査当局において緊密な連携協力の下、所要の捜査が行われ、厳正な処分が行われることを期待するものである。

添付資料

- 1 株式会社 merchu 法人登記
- 2 note 折田楓「兵庫県知事選挙における戦略的広報：『#さいとう元知事がんばれ』を『#さいとう元彦知事がんばれ』に」2024年11月20日00:08 当初版
- 3 X 投稿（森けんと氏ほか）
- 4 X 投稿（森けんと氏・被告発人折田）
- 5 X 投稿（高見ちさき氏）
- 6 note 折田楓「兵庫県知事選挙における戦略的広報：『#さいとう元知事がんばれ』を『#さいとう元彦知事がんばれ』に」現時点版
- 7 X 投稿（森けんと氏ほか）
- 8 総務省のWEBサイト「インターネット選挙運動解禁（公職選挙法の一部を改正する法律）の概要」